

令和 7 年

障害者総合支援法関係事業者説明会資料

(新規事業のご案内)



令和 7 年 3 月 2 8 日
姫路市 障害福祉課

事業のご案内（目次）

	事業名	対象サービス
1	NEW 姫路市障害福祉サービス事業所等サポート事業	全サービス
2	放課後等デイサービス人材確保事業	放課後等デイサービス
3	障害福祉サービス等 事業所向け 無料弁護士相談事業	全サービス
4	I C Tの導入支援事業	全サービス
5	介護ロボット等の導入支援事業	障害者支援施設、グループホーム、居宅介護、重度訪問介護、短期入所

姫路市障害福祉サービス事業所等サポート事業

対象

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、相談支援事業所

事業内容

市が委託した委託事業者が事業所を訪問し、個々の事例に応じて個別具体的に必要な助言、指導、各種書類の作成補助等を行う。

ア 処遇改善加算取得促進

新規

イ 人材確保対策

新規

ウ 情報公表・財務状況の見える化等の支援

新規

エ 制度改正支援（業務継続計画、カスタマーハラスメント）

利用方法

次の委託事業者に電話連絡し、日程を調整してください。

（予定）公益財団法人介護労働安定センター兵庫支部 （[TEL:078-242-5321](tel:078-242-5321)）

実施件数

1 事業所あたり 4 回程度

放課後等デイサービス人材確保事業

令和6年4月1日から実施

内容

令和6年4月以降に新規開設した放課後等デイサービス事業所が、常勤・専従職員として児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士を雇用した場合、放課後等デイサービス事業所に一時金を交付します。一時金は、雇用した対象職員に支給する必要があります。

（注）市内の児童発達支援又は放課後等デイサービス事業所に、過去1年以内に上記職種で勤務した場合は対象外です。

令和7年度の申請対象

- ・令和7年度に新規開設した放課後等デイサービス事業所
- ・令和6年度に一時金の交付決定を受けた放課後等デイサービス事業所

※令和6年度に新規開設した放課後等デイサービス事業所の申請受付は終了しています。

給付額

- ・児童発達支援管理責任者 月2万円（最大3年間）
- ・児童指導員及び保育士 月1万円（最大3年間）

※重症心身障害児、医療的ケア児を主な対象とする放課後等デイサービス事業所の場合 月1万円加算（最大1年間）

※毎年申請が必要です。

給付日

令和8年5月頃 一括給付予定

利用方法

姫路市ホームページをご参照の上、姫路市オンライン手続きポータルサイトからご申請ください。

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000020503.html>（放課後等デイサービス人材確保事業）

障害福祉サービス等事業所向け相談事業（無料弁護士相談事業）

対象

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、相談支援事業所

事業内容

利用者や家族からのハラスメント、サービス提供の事故、利用料滞納時の対応、契約内容等に関する法律問題について、兵庫県弁護士会の担当弁護士と相談することができます。

相談料

無料

相談時間・回数

最大100分/回

相談日・回数

同一案件につき1回

平日（9：30～16：30）

※100分を超える場合は、相談費用がかかります。

利用方法

- 1 障害福祉課に電話（079-221-2454）する。
- 2 障害福祉課から担当弁護士の連絡先を聞く。
- 3 担当弁護士と日程調整し、相談日に担当弁護士事務所で相談する。

ホームページ

障害福祉サービス等事業所サポート事業

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000028986.html>

I C Tの導入支援事業

支援内容

新規

- ① ICT機器の導入
- ② AIカメラ等の導入支援

①の対象者

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、相談支援事業所

②の対象者

障害福祉サービス事業者等のうち、**訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）**、**就労定着支援、相談支援事業所を除いた事業者（児サービスについては未定）**

補助対象 経費

タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、**AIカメラ等**、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など。

（過去の導入事例）

- ・リアルタイムに記録を作成するために、タブレットを導入した事例
- ・記録を作成するP C不足による新規P C購入事例

補助率

費用（上限100万円）の3／4を補助、1／4自己負担

利用方法

- ①例年9月ごろにI C T導入希望について調査します。
- ②**翌年度**に導入希望事業所に対して**申請案内**を送付し、事業を実施します。

介護ロボット等の導入支援事業

対象

障害者支援施設、グループホーム、居宅介護、重度訪問介護、短期入所

補助対象 経費

補助の対象となる介護ロボット等とは、次の**アからウの全ての要件を満たすもの**をいう。

ア 目的要件

日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。

イ 技術的要件

ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。

ウ 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助率

費用の3／4を補助、1／4自己負担

- ・ 障害者支援施設（1施設あたり上限210万円）、グループホーム（1事業所あたり上限150万円）、その他の事業所（1事業所あたり上限120万円）
- ・ 1機器あたり10万円以上（1機器につき30万円を上限）
- ・ 「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかに使用する機器（1機器につき100万円を上限）
- ・ 見守り・コミュニケーションの通信環境等の整備費用：上限750万円

利用方法

①例年9月ごろに介護ロボット等の導入希望について調査します。

②翌年度に導入希望事業所に対して申請案内を送付し、事業を実施します。